

## (株)NHKビジネスクリエイト 女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全ての労働者	66.6 %
うち正規雇用労働者	97.2 %
うちパート・有期労働者	76.6 %

(注) 対象期間: 2025事業年度(2025年4月1日~2026年3月31日)

パート労働者については、正規雇用労働者の所定労働時間(1日7時間30分)で換算した人員数を元に平均賃金を算出している。

また、労働者のうち、休業・休職により賃金支給のない者および他社からの出向者は除く。

## (差異についての補足説明)

## ・「全ての労働者」の賃金差

全ての労働者の男性と女性の人数比率はほぼ半々であるが、正規雇用労働者は、男性の占める割合(71%)が高い一方、パート・有期労働者数は、女性の占める割合(85%)が高い。このため、全ての労働者の賃金には、男性は正規雇用労働者の賃金、女性はパート・有期労働者の賃金水準がより反映されている。正規雇用労働者の賃金水準は、パート・有期労働者より高くなっているため、差異の原因のほとんどは男女差によるものではなく、正規労働者とパート・有期労働者の賃金差によるものである。

## ・「パート・有期労働者」の賃金差

パート・有期労働者の男性は多くが宿泊勤務者で勤務時間も長いため、賃金に深夜・早朝手当および時間外手当が含まれている。

時給単価では、ほぼ差がないことから、男女の賃金差は、割増賃金の有無と労働時間数の違いにより生じているものである。